でさざる国保会



~国保の加入届出について~

75歳年齢到達により、被用者保険(協会けんぽ、共済保険など)から後期 高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である被扶養者の方が 新たに国民健康保険に加入する場合の手続きについて

- ●75歳に年齢到達した方や、65歳以上74歳以下の方で一定の障がいにより後期高齢者医療 広域連合から認定を受けた方(*1)は後期高齢者医療制度に加入することとなり、現在加 入している国民健康保険や、被用者保険(協会けんぽ、共済保険など)の被保険者・被扶養 者の資格は喪失します。
 - (*1)障がい認定の申請を撤回することによって、後期高齢者医療制度に加入せず国民健康 保険または被用者保険に加入することもできます。
- ●被保険者が資格喪失したことにともない、75歳未満の扶養されている方も被扶養者の資格 を喪失するため、新たに国民健康保険に加入することになります。(ほかの被用者保険の被 保険者や、被扶養者に加入する場合は除きます。)

国民健康保険に加入する場合は、本庁または佐賀支所の担当窓口で手続きをする必要があ ります。

以下の必要書類をそろえて、14日以内に手続きを行ってください。

必要書類

- ① 被用者保険の資格喪失日がわかるもの
- ② 印かん
- ③ マイナンバーのわかるもの



被保険者が後期高齢者医療制度に加入することにともない、国民健康保険 に新たに加入することとなった被扶養者のうち、65歳以上75歳未満の保 険税については、申請により軽減が受けられます。

- ●国民健康保険に加入した場合の国保税については、申請をすることで軽減が受けられます。 軽減の詳しい内容は国保税担当までお問い合わせ下さい。
- ●国保税は、国保に加入した日から月割りで賦課され、翌月からの納付となります。

このほかにも不明な点などがありましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

○お問い合わせ 本庁 住民課 国保係

☎43−2800

税務課 住民税係

☎43-2816

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112